

今こそ、個人通報制度の実現を！大集会

個人通報で何ができる？何が変わる？

入場無料
事前申込不要
定員250名[先着順]

日時:2016年5月18日(水)午後6時～午後8時
場所:弁護士会館2階 講堂「クレオ」A

個人通報制度とは、条約により認められた権利の侵害を主張する人が、条約機関に対し直接に申し立てることにより、その救済を図る制度であり、人権保障のために、非常に重要な制度です。

日本は、未だ個人通報制度を受け入れておりません。しかし、国内の人権保障状況の改善のためには個人通報制度の実現が重要です。そこで今回、制度の早期実現を目指し、市民集会を開催いたします。

個人通報制度に馴染みのない方も大勢いらっしゃると思いますが、十分に同制度を御理解いただける内容となっておりますので、奮って御参加ください。皆様の御参加をお待ちしております。

プログラム(予定)

[基調報告]

田島 義久 弁護士

(日弁連自由権規約個人通報制度等実現委員会事務局長)

[事例報告]「メルボルン事件について」

田中 俊 弁護士 (メルボルン事件弁護団事務局長)

※メルボルン事件：日本人が初めて個人通報制度を活用した事件

[パネルディスカッション]

パネリスト

棟居 快行氏 (専修大学大学院法務研究科教授)

阿部 浩己氏 (神奈川大学大学院法務研究科教授)

成見 暁子 弁護士 (遺族年金男女差別違憲訴訟弁護団)

コーディネーター

菅 充行 弁護士

(日弁連自由権規約個人通報制度等実現委員会委員長)

石田 真美 弁護士

(日弁連自由権規約個人通報制度等実現委員会副委員長)

交通アクセス

東京都千代田区霞が関1-1-3
弁護士会館2階

◆地下鉄丸ノ内線・日比谷線・千代田線霞ヶ関駅 (B1-b出口) から徒歩1分

◆地下鉄有楽町線桜田門駅 (5番出口) から徒歩8分

◆地下鉄日比谷線・千代田線・都営三田線日比谷駅 (A14・A10出口) から徒歩10分

◆JR山手線・京浜東北線有楽町駅から徒歩15分



主催 日本弁護士連合会

共催 関東弁護士会連合会, 東京弁護士会, 第一東京弁護士会, 第二東京弁護士会

【お問い合わせ先】日本弁護士連合会企画部国際課 TEL: 03 (3580) 9741